

重要事項説明書

デイサービスくるま花木

重要事項説明書

デイサービスくるま花水木が提供する介護サービスにつき、以下のとおり重要事項を説明いたします。

1 事業者の概要

法人名	特定非営利活動法人 淡路島シャロームの会
所在地	兵庫県淡路市久留麻221番地3
法人種別	特定非営利活動法人 (NPO 法人)
代表者	理事長 岡田 光正

2 デイサービスくるま花水木の概要

(1) デイサービスの概要

事業所名	デイサービス くるま花水木	
開設年月日	平成22年10月1日	
利用定員	3名	
所在地	兵庫県淡路市久留麻236番地	
サービスの種類	(介護予防) 認知症対応型通所介護事業	
事業所番号	2891600096	
サービス提供地域	淡路市(東浦圏域) ※東浦地域以外の方でもご相談ください。	
連絡先	電話：0799-74-2873	FAX：0799-74-2873

(2) 設備の概要

敷地概要(権利関係)	1622.15㎡(賃借)
建物概要(権利関係)	木造平屋建て 549.66㎡
居室(各ユニット)	個室9室(12.42㎡)
スタッフルーム	23㎡
食堂・居間(各ユニット)	76.75㎡
トイレ(各ユニット)	3箇所(1箇所 車いす用福祉トイレ)
浴室・脱衣室(各ユニット)	1室(5.8㎡~6.6㎡)
スプリンクラー設置	有り
送迎車	1台

(3) 営業時間

月 ~ 日	9:30 ~ 17:00
-------	--------------

但し、12月31日~1月日 休み

(4) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名		1名
介護職員	介護福祉士	1名		1名

3 事業の目的と運営方針

(目的)

本事業所が実施する事業は、認知症を伴い要支援または要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活

活を営むことができるよう、また利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練その他の必要な支援を行う。

(運営方針)

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 利用者の要支援または要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。
- (4) 契約の解除に際しては、利用者またはその家族に対して適切な支援を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- (5) 本事業所において提供する事業は、上記の目的に基づき介護保険法ならびに関係する法令・規則及びこの規定に定めるところにより、適切なサービスを提供するものとする。

4 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、健康管理、機能訓練、アクティビティーその他の必要な支援を行います。

5 利用料金

(1) 利用料 (所要時間7時間～8時間の場合)

要介護度	サービス利用料金	介護保険給付額 (9割)	自己負担額 (1割)
要支援1	4,840円	4,356円	484円
要支援2	5,130円	4,617円	513円
要介護1	5,230円	4,707円	523円
要介護2	5,420円	4,878円	542円
要介護3	5,600円	5,040円	560円
要介護4	5,780円	5,202円	578円
要介護5	5,980円	5,382円	598円

(2) 加算金額

サービスを利用された場合、料金が上記金額に加算されます。

加算	加算の要件	介護保険給付額 (9割)	自己負担額・加算額 (1割)
入浴加算		360円	40円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	旧処遇改善加算Ⅰ 旧特定処遇加算Ⅱ 旧ベースアップ等支援加算の要件を満たしている事	所定単位数の174/1000(加算額)	

(3) 介護保険給付対象外

費目		金額
昼食代	おやつ代含む	700円
レクリエーション材料費		実費
おむつ代		持参又は実費
その他日常生活費	歯ブラシ・タオル・シャンプー・	実費

	石鹸等	
複写物	一枚につき	10円

(4) 交通費

通常の事業の実施地域（淡路市東浦圏域）を越える場合の交通費。1 kmにつき 30 円

(5) 「預かり」サービス料金

時間超過分 700 円/時

夕食代 500 円

(6) キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：デイサービスくるま花水木 TEL 0799-74-2873)

①ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用料の10%

(6) 料金の支払方法

※毎月 10 日 前後までに、前月分の請求書と前々月分の領収書を送付いたします。

毎月 15 日に郵貯銀行より自動引き落としさせていただきますのでよろしくお願い致します。

振込先金融機関名 郵貯銀行 名義人 特定非営利活動法人 淡路島シャロームの会
記号 14300 番号 79385851

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。担当者がお伺いいたします。契約を結び、通所介護計画を作成した上で、サービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 契約の解除

① 利用者様のご都合で契約を解除する場合

契約の解除を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 事業所の都合で契約を解除する場合

やむを得ない事情により、契約を解除させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援・要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解除することができます。

- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、文書で通知することにより、即座に契約を解除させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて、無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

8 苦情相談窓口

デイサービスくるま花水木のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情等がございましたら、お気軽にお申し出ください。

- (1) 担当者：岡田洋子（ホーム長） TEL (FAX) : 0799 - 74 - 2873
友田光世（介護支援専門員） TEL:0799 - 70 - 1525

(2)

市町村の窓口（淡路市）	淡路市 健康福祉部長寿介護課 〒656-2292 淡路市生穂新島8 TEL 0799-64-2511
公的団体の窓口	兵庫県国民健康保険団体連合会 〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 TEL 078-332-5601

【事業者】

所在地 兵庫県淡路市久留麻221番地3
名称 特定非営利活動法人 淡路島シャロームの会
代表者 岡田光正 印

【事業所】

所在地 兵庫県淡路市久留麻236番地
名称 デイサービス くるま花水木 (事業所番号 2891600096)
説明者 所属 デイサービスくるま花水木
氏名 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

署名代行事由：

署名代行者氏名 _____ 印